

## 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の改定

(令和2年4月1日改定)

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>2 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>証券取引約款</u>等その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。(なお、この契約中に未施行の法令がある場合は、施行日において適用されたものとみなします)。</p> <p>この約款と、<u>証券取引約款</u>等その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。</p> <p>第10条 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の12月15日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p><u>ただし、当該届出書が提出される日以前に、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書」を提出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更できるものとします。</u></p> <p>第13条(契約の解除)</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (削除)</p> <p style="text-align: right;">以上 令和2年4月1日改定</p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>2 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>投資信託取引約款</u>等その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。(なお、この契約中に未施行の法令がある場合は、施行日において適用されたものとみなします)。</p> <p>この約款と、<u>投資信託取引約款</u>等その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。</p> <p>第10条 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p><u>お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p>2 <u>お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の12月15日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</u></p> <p>第13条(契約の解除)</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されな</u> <u>いとき</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>この約款は、2019年10月1日より適用させていただきます。</u></p>